

改正

平成24年12月28日告示第141号

平成29年 3 月28日告示第36号

大網白里市有料広告掲載要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、大網白里市（以下「市」という。）における新たな財源確保対策の一環として、市の保有する資産の一部を広告媒体として事業者等への利用に供し、その広告掲載料を市の財源に充てることにより、資産の有効活用を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「広告媒体」とは、市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

(掲載できる広告の内容等)

第 3 条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当するもの
- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第 2 条に規定する貸金業に該当するもの
- (5) 政治活動、宗教活動に関するもの
- (6) 個人、団体等の意見広告又は名刺広告にあたるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (8) 情報の真偽及び出所が明確でないもの
- (9) 市税等を滞納している者の広告
- (10) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項第 1 号から第 8 号までに規定する掲載基準の詳細については、別に定めるものとする。

(広告の掲載順位等)

第 4 条 広告媒体に広告を掲載することができるもの及び掲載に当たっての優先順位は、次の表に定めるところによる。

区分	掲載優先順位
国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公益法人その他の非営利団体	1
市内に事業所、店舗等を有する事業者	2
市内に事業所、店舗等を有しない事業者	3
その他市長が適当と認めるもの	4

(広告の規格等)

第 5 条 広告の規格、枠数、広告掲載料、広告の作成方法等は、当該広告媒体ごとに市長が別に定めるものとする。

(広告掲載希望者の募集等)

第 6 条 広告媒体を所管する課等は、申込期間等必要事項を定め、広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を募集するものとする。ただし、必要に応じて、第 4 条に規定するもののうちから掲載対象者を選定して直接依頼することができるものとする。

2 広告媒体の掲載枠は、別に定めることにより、広告取扱事業者に売り渡すことができる。

(広告掲載の申込み)

第 7 条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（別記第 1 号様式）に掲載しようとする広告案及び会

社案内等事業内容がわかる資料を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みは、掲載希望日の10日前までにするものとする。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条の申込みがあったときは、申込期間終了後、大網白里市有料広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）に審査を行わせ、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の規定による可否の決定を行うに当たり、同一の広告募集枠に第4条に規定する広告の掲載順位を同じくする複数の掲載申込みがあったときは、抽選により決定する。

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、広告掲載可否決定通知書（別記第2号様式）により、その結果を広告掲載希望者に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を市長の指定する期日までに一括して納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載審査委員会の設置)

第10条 広告掲載の可否について審査するため、委員会を置く。

2 委員会は、秘書広報課長、総務課長、財政課長、税務課長、企画政策課長、商工観光課長、都市整備課長及び当該広告媒体を所管する課等の長をもって構成する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、財政課長とし、副委員長は、秘書広報課長とする。

5 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の開催)

第11条 広告媒体を所管する課等の長は、広告の掲載希望の申込みがあったときは、速やかに委員長にその旨を報告しなければならない。

2 委員長は、前項の報告に基づき、委員会を招集する。

3 委員会の会議は、委員長が議長となり、会議を統括するものとする。

4 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(会議結果の報告)

第12条 委員長は、委員会の会議の結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(事務局)

第13条 委員会の事務局を財政課に置く。

(広告主の責任等)

第14条 掲載した広告の内容及び維持管理に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 市長は、広告の内容、デザイン等が法令に違反しているとき若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

3 広告主は、掲載した広告について、市長から、内容の変更又は破損、汚損等をした場合の修復等を求められたときは、自らの負担で速やかにこれを行わなければならない。

(広告掲載決定の取消し)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載決定を取り消すことができ

る。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わなかったとき。
- (4) 広告主の事業継続が困難な場合又は業態変更等により広告主として不適当若しくは事業内容と広告の内容にかい離が認められるとき。
- (5) その他市長が不適当と認めたとき。

2 市長は、広告掲載決定を取り消したときは、広告掲載決定取消通知書（別記第3号様式）により、当該広告主に通知するものとする。

（広告物の撤去等）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告を掲載した広告物の撤去、削除、塗りつぶし等を行うことができるものとする。

- (1) 広告主が広告掲載の期間満了後においても広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
- (2) 前条の規定により広告掲載決定の取消しをされた広告主が広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
- (3) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。

2 前項の広告物の撤去、削除、塗りつぶし等に要する費用は、広告主の負担とする。ただし、前項第3号に該当するときは、この限りでない。

（広告掲載料の返還等）

第17条 市は、広告掲載料が納付された後に広告主の責めによらない理由により広告が掲載できなくなったときは、当該広告掲載料の全部又は一部を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料に利息は付さない。

3 市は、広告が掲載できなくなったことにより広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲載料の返還以外の責めを負わないものとする。

4 第15条第1項第2号から第5号までの規定により広告の掲載を取り消した場合のほか、広告主の責めに帰すべき理由により広告掲載が中止になったときは、既納の広告掲載料を返還しない。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 第6条に規定する広告掲載希望者の募集等、第7条に規定する広告掲載の申込み、第8条に規定する広告掲載の決定等、第9条に規定する広告掲載料の納付及び第15条に規定する広告掲載決定の取消しについては、施行日前においてもこれを行うことができる。

附 則（平成24年12月28日告示第141号）

この告示は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日告示第36号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第7条）

広告掲載申込書

年 月 日

大網白里市長

様

住所

会社・団体名

代表者名

電話番号

担当者名

大網白里市有料広告掲載要綱第7条の規定により、広告の案を添えて、下記のとおり申し込みます。

記

1 広告媒体

2 広告の内容

3 添付書類

(1) 広告媒体ごとに別に定める書類

(2) 会社等の概要が示された資料（パンフレット等）

- ・ 資料の提出が困難な場合は業務内容（製品名等）について記入してください。

（別紙可）

(3) 市税等の納税確認について

市税等の納税状況について、市が保有する情報で確認することに

☐

同意する（同意される場合に○を）

注）広告の掲載にあたっては、大網白里市の市税等に滞納がないことが条件となりますので、同意していただく必要があります。

年 月 日

様

大網白里市長

印

広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載については、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 可とする。

(1) 広告媒体

(2) 広告の内容

(3) 広告の期間

(4) 広告掲載の方法

(5) 広告掲載料

円

(6) 広告掲載料の納入

年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の場所で
納入してください。

2 不可とする。

(理由)

年 月 日

様

大網白里市長

印

広告掲載決定取消通知書

年 月 日付けで決定した広告掲載については、下記の理由により
決定を取り消したので通知します。

記

取消しの理由